

災害時のペットの取扱いの基本的な考え方

動物愛護管理法に基づく基本指針や各自治体の地域防災計画、環境省策定の『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』（平成25年策定）等では、災害時における同行避難や、避難所でのペットの受入れを推奨。



熊本地震における主な対応

◆職員の派遣

環境省本省の動物愛護担当者等から延べ21名を派遣（4月19日～7月8日）
熊本県庁内現地対策本部のリエゾンとして延べ4名派遣（4月28日～5月29日）

①「熊本地震ペット救護本部」の設置

○熊本県、熊本市、県獣医師会により同本部が設置（5月27日）され、その活動を支援。その後九州動物福祉協会、熊本県動物愛護推進協議会も参画。
・同本部が熊本地震ペット救援センター（大分県九重町）で被災ペットを受入れ開始（6月5日～）

②避難所等における被災ペット対策

○避難所等におけるペットの受入れ体制の整備
・九州沖縄各県及びその政令指定都市から派遣された獣医師の応援職員（1日当たり約16名。）が熊本県内の避難所を巡回（4月26日-5月1日）。
・熊本市における、避難所再編に合わせ、ペットの屋内受入れのため、ペット用ケージ120基を提供（5月11日）。
・益城町総合運動公園において、避難者のペット飼育専用施設（冷房付コンテナハウス3基、ケージ50基）を整備し、運用（5月16日～）。NPOに運営を委ね、飼い主による「家族会」を設立。当該施設は避難所の解消に伴い、10月末で運用停止。

○益城町を中心にペット同行避難者等に、避難生活の実態把握調査を実施。



避難所への職員や自治体獣医師の巡回



益城町総合運動公園に整備した預かり施設

熊本地震における被災ペット対策②

熊本地震における主な対応

③仮設住宅での被災ペット対策

- ペットと一緒に住める仮設住宅の確保について市町村へ要請。全ての市町村で、順次、ペットとの同居が開始されている(6月12日～)。
 - ・丸川環境大臣が熊本市長・益城町長に直接要請(5月3日)。
 - ・熊本県と共同で、仮設住宅が整備される13市町村を担当者が巡回し、ペットと一緒に住める仮設住宅の確保を直接要請(5月12-26日)。
 - ・市町村の要望に応じ、ペット用のケージを提供。



緊急一時預かりをしたペット

④被災ペットの一時預かり等

- 自治体等と連携した緊急的な一時預かりのための体制整備等
 - ・熊本市では、避難者の健康上の理由等により一時無償預かりするための体制を市の動物愛護センター(動愛センター)と合同で整備、運用(5月9日～10月末)。
 - ・益城町では、総合運動公園の指定管理者(YMCA)等と合同で避難者のペット飼育専用施設での一時無償預かり体制を整備し、運用(5月16日～10月末)。



保護犬猫の近畿中四国自治体への移送

⑤迷子ペットの対策

- 動愛センターが迷子ペットを收容できるよう、震災前に收容された保護犬猫を近畿中四国の自治体や全国ペット協会等の協力により移送(4月27・28日)。
- 飼い主への返還のため、自治体のHPに環境省のHPからリンクを設定し、周知。



「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂(予定)

- 今年度中に、熊本地震への対応を検証する対応記録集を作成。
 - (避難所等だけでなく、動物取扱業、動物病院等の被災状況などの情報も加える。
- 来年度、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を改訂(予定)。
 - その他、各種防災関係計画等への反映と官民協働での広域での支援体制の整備について検討予定。